

平成 30 年 2 月 13 日

各位

会 社 名 株式会社ジョイフル
代表者名 代表取締役社長 穴見 くるみ
(コード番号 9942)
問合せ先 取締役管理本部長 小野 哲矢
(Tel 097-551-7131)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、取締役会において平成 30 年 3 月 17 日に開催予定の第 43 期定時株主総会にて「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとしておりますが、当社グループの繁忙期は毎年 7 月から 9 月という季節要因が有り、当社グループの業績に与える影響が大きいこと及び季節要因を踏まえたより適時・適切な経営情報を把握し開示することを目的として、当社の事業年度を毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までに変更することとし、これに伴う所要の変更を行うものであります。

また、株主の皆様の議案検討期間を拡大すること及び情報開示の準備や監査期間を十分確保すること等を目的として、定時株主総会の議決権行使の基準日を毎年 8 月 31 日、定時株主総会を毎年 11 月に招集することとし、これに伴う所要の変更を行うものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在	毎年 12 月 31 日
変更後	毎年 6 月 30 日

決算期変更の経過期間となる第 44 期は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの 6 ヶ月決算となる予定です。

なお、当社連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

- ①当社の将来の事業領域の拡大に対応するために、現行定款第2条に目的事項を追加するものであります。
- ②決算期（事業年度の末日）及び定時株主総会の議決権行使の基準日の変更に伴い、現行定款第12条、第13条、第40条、第41条、第42条につき所要の変更を行うものであります。また、経過措置として新たに附則を設けることといたします。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 食堂、喫茶店および食料品販売店の経営</p> <p>(2) 煙草、酒類および雑貨の小売</p> <p>(3) 不動産の賃貸</p> <p>(4) フランチャイズチェーン店への経営指導、技術指導および食材、什器、備品の卸売</p> <p>(5) 食料品の輸入、販売</p> <p>(6) 倉庫業</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(7)</u> 前各号に付帯または関連する一切の事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 食堂、喫茶店および食料品販売店の経営</p> <p>(2) 煙草、酒類および雑貨の小売</p> <p>(3) 不動産の賃貸</p> <p>(4) フランチャイズチェーン店への経営指導、技術指導および食材、什器、備品の卸売</p> <p>(5) 食料品の輸入、販売</p> <p>(6) 倉庫業</p> <p><u>(7)</u> 農作物、畜産物、水産物およびそれらの加工食品の生産、加工および販売</p> <p><u>(8)</u> 前各号に付帯または関連する一切の事業</p>
<p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>3月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>11月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>8月31日</u>とする。</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までの1年とする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年<u>7月1日</u>から<u>6月30日</u>までの1年とする。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>8月31日</u>とする。</p>

現行定款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 <u>6 月 30 日</u> を基準日として、中間配当をすることができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 <u>2 月末日</u> を基準日として、中間配当をすることができる。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条 第 40 条 (事業年度) の規定にかかわらず、第 44 期事業年度は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までとする。</u></p> <p><u>第 2 条 第 41 条 (剰余金の配当の基準日) の規定にかかわらず、第 43 期事業年度の期末配当の基準日は、平成 29 年 12 月 31 日とする。</u></p> <p><u>第 3 条 本附則は、第 44 期事業年度終了後にこれを削除する。</u></p>

4. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第44期（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）の業績見通しにつきましては、本日、別途公表しております「平成29年12月期決算短信」をご参照下さい。

5. その他

次期（平成30年6月期）の配当につきましては、決算期変更（6ヶ月の変則決算）であることを勘案して、期末配当金を1株につき10円を予定しております。また、次期の株主優待制度につきましても、決算期変更（6ヶ月の変則決算）であることを勘案して、期末株主優待を実施することを予定しております。

（平成30年6月期の株主優待制度）

① 対象株主（注）1	② 株主優待の方法（注）2
100株以上500株未満保有の株主	お食事15%割引券（5枚）
500株以上1,000株未満保有の株主	お食事15%割引券（10枚）
1,000株以上保有の株主	お食事優待券（500円×20枚）

（注）1 対象株主は平成30年8月31日現在における株主

2 お食事割引券及び食事優待券は、1回交付

③ 株主優待券の有効期限 発行日より1年間

以上